

青森県報

第八百二十五号

令和六年
十月十一日
(金曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出…………… (高年齢福祉課) ……
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出…………… (同) ……

公 告

- 農地を利用する権利の設定の裁定…………… (構造政策課) ……
 - 国土調査の成果の認証…………… (農村整備課) ……
- 選挙管理委員会
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日…………… (事務局) ……

告 示

青森県告示第五百四十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和六年十月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サービス の種類	居宅サービス事業を 行う事業所 名称	所在地	廃止の 届出 年月日	廃止 年月日
つがる西 北五広域 連合	五所川原市字岩 木町一二の三	訪問看護	つがる西 北五広域 連合つがる 総合病院	五所川原市字 岩木町一二の 三	令和 六・七・二九	令和 六・九・一
有限会社 修清	北津軽郡中泊町 大字中里字宝森 二九一の三	訪問介護	訪問介護 宝森	北津軽郡中泊 町大字宮川字 色吉七一の	六・八・三〇	六・九・三〇

青森県告示第五百四十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十五条の十第二号の規定により公示する。

令和六年十月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防サービス の種類	介護予防サービス 事業を行う事業所 名称	所在地	廃止の 届出 年月日	廃止 年月日
つがる西 北五広域 連合	五所川原市字岩 木町一二の三	介護訪問 看護	つがる西 北五広域 連合つがる 総合病院	五所川原市字 岩木町一二の 三	令和 六・七・二九	令和 六・九・一

公 告

有限会社 修清	北津軽郡中泊町 大字中里字宝森 二九一の三	介護子 訪問介護 宝森	北津軽郡中泊 町大字宮川字 色吉七一の二	六・八三〇	六・九三〇
------------	-----------------------------	-------------------	----------------------------	-------	-------

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて
 準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下
 「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規
 定により公告する。

令和六年十月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
弘前市大字小友字宇田野五六〇の一	畑	一、一〇二
弘前市大字小友字宇田野五六〇の二	畑	二、二二三
弘前市大字小友字宇田野五七九の一	畑	二、五四一
弘前市大字小友字宇田野五七九の五	畑	九〇二
弘前市大字小友字宇田野五八〇	畑	五二七
弘前市大字小友字宇田野五八一	畑	二、二八六

二 利用権の内容

農地の区分	利用権の内容
弘前市大字小友字萩原五	畑 一、一八四
弘前市大字小友字萩原六の三	畑 一、二二六

三 利用権の始期及び存続期間

農地の区分	利用権の始期	存続期間
弘前市大字小友字宇田野五六〇の一	令和七年四月一日	四〇年
弘前市大字小友字宇田野五六〇の二	令和七年四月一日	四〇年
弘前市大字小友字宇田野五七九の一	令和七年四月一日	四〇年

農地の区分	利用権の内容
弘前市大字小友字宇田野五六〇の一	賃借権
弘前市大字小友字宇田野五六〇の二	賃借権
弘前市大字小友字宇田野五七九の一	賃借権
弘前市大字小友字宇田野五七九の五	賃借権
弘前市大字小友字宇田野五八〇	賃借権
弘前市大字小友字宇田野五八一	賃借権
弘前市大字小友字萩原五	賃借権
弘前市大字小友字萩原六の三	賃借権

四 借賃に相当する補償金の額

弘前市大字小友字萩原六の三	令和七年四月一日	四〇年
弘前市大字小友字萩原五	令和七年四月一日	四〇年
弘前市大字小友字宇田野五八一	令和七年四月一日	四〇年
弘前市大字小友字宇田野五八〇	令和七年四月一日	四〇年
弘前市大字小友字宇田野五七九の五	令和七年四月一日	四〇年

農地の区分

借賃に相当する補償金の額(円)

弘前市大字小友字宇田野五六〇の一	〇
弘前市大字小友字宇田野五六〇の二	〇
弘前市大字小友字宇田野五七九の一	〇
弘前市大字小友字宇田野五七九の五	〇
弘前市大字小友字宇田野五八〇	〇
弘前市大字小友字宇田野五八一	〇
弘前市大字小友字萩原六の三	〇

五 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

農地の区分

所有者等に係る情報

弘前市大字小友字萩原六の三	〇
弘前市大字小友字萩原五	〇
弘前市大字小友字宇田野五八一	〇
弘前市大字小友字宇田野五八〇	〇
弘前市大字小友字宇田野五七九の五	〇
弘前市大字小友字宇田野五七九の一	〇
弘前市大字小友字宇田野五六〇の二	〇
弘前市大字小友字宇田野五六〇の一	〇

弘前市大字小友字宇田野五八〇の一	令和四年二月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
弘前市大字小友字宇田野五六〇の二	令和四年二月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
弘前市大字小友字宇田野五七九の一	令和四年二月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
弘前市大字小友字宇田野五七九の五	令和四年二月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
弘前市大字小友字宇田野五八〇	令和四年二月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
弘前市大字小友字宇田野五八一	令和四年二月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
弘前市大字小友字萩原五	令和四年二月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
弘前市大字小友字萩原六の三	令和四年二月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。

国土調査の成果の認証

八戸市が行った次の地域に係る国土調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

令和六年十月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

八戸市大字十日市の一部地区

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十二号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登

録について、選挙時登録の基準日を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二
条第三項の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令
第八十九号）第十四条第二項の規定により告示する。

令和六年十月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

選挙時登録の基準日

令和六年十月十四日

（発行者・発行人）
青森市長 島一丁目一番一
号 青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二間屋町三丁目一番七
号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭